

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号。以下「法」という。)の施行等について必要な事項を定めるものとする。

(平2条例8・平22条例10・一部改正)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(平2条例8・平22条例10・全改)

(化製場等に係る変更の届出事項)

第3条 法第3条第2項(法第8条において準用する場合を含む。)の条例で定める事項は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該号に定めるところによる。

- (1) 化製場及び法第8条に規定する施設 製品及び取扱原料の種目並びに処理方法
- (2) 死亡獣畜取扱場 死亡獣畜の解体、埋却又は焼却のいずれを行うかの区別

(平2条例8・一部改正、平22条例10・全改)

(動物の飼養等に係る届出事項)

第4条 法第9条第4項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所)

- (2) 施設の所在地

- (3) その他規則で定める事項

(平22条例10・一部改正)

(事前協議)

第5条 法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。次条第2号において同じ。)又は法第9条第1項の規定により許可を受けようとする者(以下「設置等予定者」という。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ、化製場、死亡獣畜取扱場又は法第8条若しくは法第9条第1項に規定する施設において行う事業の内容、これらの施設の構造設備、建物等について市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議の際、設置等予定者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

(平22条例10・追加)

(手数料)

第6条 設置等予定者は、次の各号に掲げる申請の際、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可の申請 1件につき19,000円の範囲内で規則で定める額

- (2) 法第3条第1項の規定に基づく死亡獣畜取扱場(法第8条に規定する施設を含む。)の設置の許可の申請 1件につき12,000円の範囲内で規則で定める額

- (3) 法第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請 1件につき(一の施設又は同一の構内にある2以上の施設に関し同時に2以上の申請をするときは、当該2以上の申請につき)6,000円の範囲内で規則で定める額

2 既納の手数料は、還付しない。

(平2条例8・一部改正、平22条例10・旧第5条繰下・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平22条例10・旧第6条繰下)

付 則

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

付 則(平成2年3月2日条例第8号)

この条例は、平成2年5月1日から施行する。

付 則(平成22年3月11日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市化製場等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)又は法第9条第1項に規定する許可(以下「許可」という。)の申請をする者について適用し、同日前に許可の申請をした者については、なお従前の例による。